

(事業主の方へ)

平成28年度の雇用保険料率

－ 雇用保険料率が引き下がります －

- ◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。このため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。
- ◆平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。
- ◆併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000引き下がります。

[平成28年度の雇用保険料率]

事業の種類	負担者	①	②		① + ② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率 雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		4/1000	7/1000	4/1000 3/1000	11/1000
(27年度)		5/1000	8.5/1000	5/1000 3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業		5/1000	8/1000	5/1000 3/1000	13/1000
(27年度)		6/1000	9.5/1000	6/1000 3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		5/1000	9/1000	5/1000 4/1000	14/1000
(27年度)		6/1000	10.5/1000	6/1000 4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

